

公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会 NGO海外研修プログラム参加規約

「公益社団法人シャンティ国際ボランティア会 NGO海外研修プログラム」（以下「本プログラム」という）参加者は、以下の規約に同意していただく必要があります。

第1条（本プログラムの目的）

国際協力活動に関心を持っている方を対象に、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（以下「シャンティ」）の海外事務所において研修する機会を提供します。現地での活動に参加し、またスタッフ業務のサポートに実際に携わっていただくことを通じて、国際貢献の担い手の育成を目指します。

第2条（応募資格・申し込み）

1. 原則として応募は以下の条件をすべて満たすことが必要です。
 - 1) 当会の理念に賛同し、活動に参加する意思を有する方
 - 2) 当会のコンプライアンス・倫理規程およびセーフガーディング規程を遵守し、行動規範・誓約書に署名できる方
 - 3) 18歳以上30歳未満の方で、心身ともに健康で異文化の中での生活が可能であること。
研修場所によっては20歳以上であることが求められる場合があります。
 - 4) 英語のコミュニケーション能力が以下の基準を満たす又は派遣国の語学能力があること。
TOEFL旧式450点以上、CBT126点以上、iBT45点以上、TOEIC445点以上、IELTS4.5以上、英検2級程度以上のレベルにある方。
 - 5) パソコンスキル（Word、Excel、メール等）がありパソコンを現地にお持ちいただけること。
 - 6) プログラムに参加する上での自らの目的意識を明確に持ち、能動的に現地において活動ができること。
 - 7) 出発前の事前研修会・ボランティア体験研修と現地での活動後の振り返りセッション・プログラム報告会に参加すること。
 - 8) 本規約に定める参加条件に同意すること。
2. 参加希望者は、指定の申込み用紙に記入し、添付ファイルにて履歴書（書式自由、顔写真付き）と語学能力証明書の写しの電子データとともに電子メールで提出します。
3. 申し込みにあたっては、プログラム内容及び参加費用をはじめとする関連事項について、保護者・家族の同意を得ることが求められます。

第3条（期間、延長）

1. 研修期間については、1ヶ月間を基本としますが、希望があれば最長3ヶ月間まで可能とします。但し、最初の1ヶ月研修の評価結果を踏まえ、判断します。
2. 半月からの延長も可能とします。

第4条（費用負担）

1. 参加者は、本プログラムへの参加費として、3万円（1ヶ月分）を出発日の10日前までにはシャンティの郵便振込口座に振込む方法により支払います。
2. 前項の参加費用には、次の費用が含まれます。
 - ① 海外事務所・東京事務所担当者間の連絡、調整費用
 - ② 海外事務所の研修準備、交通・宿泊など受入れ全般の調整費用
 - ③ 研修指導・助言に関わる費用
 - ④ 東京事務所での事前研修費用
3. 次の各号の費用は、参加者の負担となります。
 - ① 渡航費
 - ② 派遣国国内交通費
 - ③ 海外旅行傷害保険
 - ④ 宿泊費
 - ⑤ 食費
 - ⑥ 査証申請、取得のための費用
4. 延長の場合、2ヶ月目からの参加費として1万円（1ヶ月分）を支払うものとするが、半月ごとでは5千円とします。

第5条（キャンセル）

申込み後に参加希望者の都合でキャンセルされる場合、以下のとおりキャンセル料を申し受けます。受入れあたりましては、書類審査段階から東京事務所及び海外事務所間において多くの調整・準備が発生するためです。

最終合格通知後～渡航前のキャンセル：：参加費の50%

第6条（研修への参加）

1. 参加者は、研修期間中、シャンティの指示に従い、覚書及び派遣国事務所が定める規則を遵守し、シャンティの研修生としての自覚を持って研修に参加してください。
2. 休日は基本的には自由行動ですが、研修期間中であることの自覚を忘れずにふさわしい行動をとるようにしてください。
3. 異文化を理解し尊重する努力を行ってください。例えば、胸元が開いたトップスや下着が極端に透ける服、ミニスカート等の着用は派遣国の文化に反しますので、十分にご理解いただいた上でこれを避けるようにお願いします。

第7条（研修と契約の終了）

参加者は、研修修了時に研修報告書（様式自由）及び評価シートをシャンティに提出します。

第8条（健康・生活管理、危機管理）

各国での注意点については出発前にシャンティより説明をしますが、研修中は健康・生活面での管理及び危機管理は自らの責任において行って頂くことになります。また、以下の遵守をお願いします。

1. 研修開始前の第三国への立寄りをご遠慮ください。立寄ったことで派遣国到着後すぐに体調を崩し、途中で研修を終了しなければならないケースが過去にあったためです。研修終了後に立寄られることに反対はしませんが、プログラム終了後ですので第9条にもありますが、事故など被害に遭遇されても当会では責任は負えません。
2. 現地時間深夜21時以降の到着便は避けてください。派遣国には日中の時間帯での到着をお願いします。
3. 研修期間中の第三国への移動は禁止します。
4. 研修期間中の研修実施国内における移動については、受け入れ先の海外事務所長の許可を得た上であれば可能です。その際には外務省の海外安全ホームページにおいて危険レベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上が発出されている地域への移動・滞在は禁止します。

第9条（不可抗力免責）

天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ、事故、病気、怪我、盗難その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による被害やそれらによって生じた費用（振替航空券、交通費、その他）並びに機会損失及び研修時間外で起きたトラブルなどについては、シャンティは一切責任を負いません。

第10条（附則）

本規約に定める条項に違反した場合や、シャンティの信頼を著しく傷つけるような行動をとった場合は、シャンティは直ちに研修を終了させることができるものとします。この場合、既に入金済みの参加費は返金しません。